

# イギリスにおける農業と農政の推移について ——黄金時代を中心として——

牧野俊重

1

イギリスの農業はその時代と共に、また農政の在り方によって歴史的に大きく変容を遂げてきた。オープン・フィールド制の成立期から1846年における穀物法の廃止までの経緯については、既にその基本的性格について考察した<sup>1)</sup>。従って、穀物法廃止後のイギリスの農業について考察しようとする本稿は、言わばその続きを成すものである。然るに、19世紀後半期のイギリス農業はその置かれた状況乃至はその経験から全く異なる二つの時期に分けて考察する必要があるであろう。第一期は穀物法の廃止にも拘わらず高度農業の導入と共に到来した所謂「黄金時代」と看做される時代であり、第二期は1873年から世紀の転換期にかけての全般的な経済の「大不況」期にイギリス農業が経験した著しい不況の時代である。本稿はその第一期である黄金時代を考察の対象としている。この時代に農業の繁栄と進歩とが如何なる背景の下で、また如何なる条件乃至は要因の作用によって達成されたのであるかに注目し乍ら、この期のイギリス農業について、以下考察していくこととしたい。

注 1) 拙稿「イギリスにおける農業と農政の推移について——穀物法の廃止に至るまで——」（『敬愛大学研究論集』第49号所収 1996年）、及び「イギリスにおける農業と農政の推移について——穀物法の廃止を中心として——」（同第52号所収 1997年）を参照されたい。

周知の如く、19世紀を通じてイギリスは高い人口の増加を見せたが、それはイギリスの経済発展を端的に示すものであった。グレート・ブリテンの総人口の推移は表1に示されるが、1801年の1050万人余から1851年の2082万人弱、1901年の3700万人へと著しく増加し、<sup>1)</sup>ヒックスによれば年平均増加率は1650年から1800年までが千人当たり3人、19世紀の前半が14人、後半が11人、20世紀の前半が6人であり、<sup>2)</sup>19世紀は著しく高い数字を記録している。そして、この人口増加は出生率の上昇よりも死亡率の低下に負うところが大きかったようである。<sup>3)</sup>死亡率の低下を齎したものは医学の発達、上・下水道の整備等による衛生状態の改善、加えて食生活を中心とした生活水準全般の向上であった。殊に産業革命以降の商工業の発展に伴う国民所得の増大、農業の発達と技術革新によって実現した食糧農産物の質的改善、そして自由貿易政策採用後における食糧不足という不安の解消等が国民生活の安定と向上に齎した影響は大きかった。そして、国家の政策

表1 グレート・ブリテンの人口推移 (単位 千人)

年次	イングランド とウェイルズ	スコットランド	合 計
1801	8,893	1,608	10,501
1811	10,164	1,806	11,970
1821	12,000	2,092	14,092
1831	13,897	2,364	16,261
1841	15,914	2,620	18,534
1851	17,928	2,889	20,817
1861	20,066	3,062	23,128
1871	22,712	3,360	26,072
1881	25,974	3,736	29,710
1891	29,003	4,026	33,029
1901	32,528	4,472	37,000

出所：注1) を見られたい。

を国民経済のこのような発展の方向に沿って軌道に乗せたものは1846年の穀物法廃止であった。<sup>1</sup>それは農業国から工業国への移行を画した経済政策史上の重要な転回点であった。農業はこれによって国家による保護から完全に離れ、レッセ・フェールの下で国際的競争に晒されることになったからである。また、イギリスはそれによって安価な穀物と原料の自由な輸入を認め、工業製品の輸出拡大という方向で発展するという方針を明確にしたからである。

しかし、穀物法が廃止されて略30年間、イギリスの農業は国家による保護のない状態で存続するのに全く困難はなかった。それどころか、1850年頃から1870年代前半の時期に「高度農業 (high farming)」がそのピークに達し、空前の繁栄と進歩の時代を現出したのであった。特に略1853年から1874年までの約20年間は後年に至って「黄金時代 (Golden Age)」と呼ばれる所以である。穀物法の廃止によるイギリス農業の崩壊を予測した人は多かったが、この時期にイギリスの農地は地主と農業者によって良く整えられ、良く耕作され、耕地面積は拡大し、地価は上昇し、また1860年を例外として一連の豊作からも利益を得たのであった。<sup>5</sup>

ところで、1850年代から70年代前半に及んだ黄金時代には、その繁栄の実現を可能にし、それを支えた要因が種々あったが、就中重要なものは著しい農業技術の進歩であった。その基礎は(第二次)農業革命以来の一連の農業技術の革新によって培われてきていたものであるが、<sup>6</sup>この時期の農業における生産性の向上に貢献したいくつかの革新について、以下で考察しておきたい。

そのためにはまず、農業技術の有効な導入を可能にする前提として、何より農業用地の規模の拡大が図られなければならなかった。既に18世紀半ば以降、そのためにより一層徹底した第二次の囲い込みが推進されたのであった。その状況を示す証拠として、1700年と1760年の間には200を超える囲い込み法が制定されたに過ぎなかったが、1760年と1840年の間では

3500以上の法律が制定された、という事実が挙げられるだろう。1700年と1760年の間に囲い込まれたエイカー数は約312,000であったが、1760年と1840年の間では5,500,000以上が囲い込まれたのであった。<sup>7)</sup> また、1801年、1836年そして1845年には一般的囲い込み法 (General Enclosure Acts) が通過したが、それ等の目的は囲い込みの過程を安価に更に促進させることであった。1801年の法律は主として共有地 (commons) に適用された。そして1836年の法律はオープン・フィールドに対して適用され、数及び価値で評価して3分の2の農業者の支持を得れば、囲い込み委員を指名して囲い込むことを許可し、数及び価値で評価して8分の7の農業者の同意を得れば全く独自に囲い込むことを許可した。また、1845年の法律は囲い込み法案を検討していた議会委員会の職務を囲い込み委員に引き継がせ、毎年同委員にその報告を法律にするための一般的法案 (General Bill) の形で提出することを認めたものであった。<sup>8)</sup> これ等の改正は議会の支持を受けた第二次の囲い込みを一層促進させた。斯くて、19世紀の半ばまでにオープン・フィールドは全土に亘って殆ど消滅し、個別化された農業と近代的な地主・借地農関係が確立し、農業の資本形成と商業的農業が一層一般化し、農業技術の効果的な適用を全般的に可能にしていたのである。

1851年におけるイングランドとウェイルズの農業保有地の規模別による状況は表2に示される。農場の規模に関する最初の調査であった1851年の職業別人口調査では、多くの農地保有者が別の職業に就いており、従って彼等は農業者とは看做されず、故に小規模保有地数は控え目に示されているが、それでも5エイカー以上の農場は215,615を数えている。また、保有地数の略42%は50エイカー以下の規模であり、略62%が100エイカー以下の小規模農場であった。しかし、それ等が占める面積は各々8.6%と22%に過ぎない。300エイカー以上の大規模農場は数においては7.8%と僅かであるが、農地面積の3分の1 (33.7%) を占めているのである。その間の中規模農場が数では3分の1以下 (29.8%) であるが、面積の略45%

を占めていた。然も、繁栄の1850年代と60年代を通じて小規模農場数は減少し続け、大規模農場数は増加の一途を辿った。また、1851年と1871年の間にイングランドの耕地諸州において300エーカー以下の農場数は減り、それを超えるものの数は増加したのであった。<sup>10)</sup>グレート・ブリテンの1870年における農業保有地の規模別状況は表3に示される。100エーカー以上

表2 イングランドとウェイルズにおける農業保有地の規模別状況, 1851年

規模 (エーカー)	保有地数		面積	
		%	エーカー	%
5-20	42,315	19.8	523,905	2.1
20-50	47,829	21.9	1,598,945	6.5
50-100	44,558	20.7	3,206,451	13.0
100-150	29,020	13.5	3,627,500	14.7
150-300	35,133	16.3	7,388,275	30.0
300-500	11,646	5.4	4,360,925	17.7
500-700	3,076	1.4	1,802,300	7.3
700-1,000	1,267	0.6	1,038,750	4.2
1,000以上	771	0.4	1,123,300	4.5
合計	215,615	100.0	24,670,351	100.0

出所：注9)を見られたい。尚、面積は area of crops and grass である。

表3 グレート・ブリテンにおける農業保有地の規模別状況, 1870年

規模 (エーカー)	保有地数		面積	
	千	%	千エーカー	%
5未満	136	25.6	407	1.3
5-20	150	28.4	2,252	7.4
20-50	86	16.3	3,010	9.9
50-100	64	12.1	4,800	15.8
100以上	93	17.6	19,940	65.6
合計	529	100.0	30,409	100.0

出所：注11)を見られたい。

の農場は全体の17.6%であるが、面積の65.6%を占めている。斯くて、新しい技術の導入による能率的な農業経営を可能ならしめるに十分な大規模な単位で、農業が営まれるに至っていたのである。

- 注 1) Brian R. Mitchell, *British Historical Statistics* (Cambridge : Cambridge University Press, 1988), p. 9.
- 2) J. R. Hicks, *The Social Framework*, 3rd ed. (Oxford : Oxford University Press, 1960), p. 40.
- 3) *Ibid.*, pp. 42-43.
- 4) 三澤嶽郎著『イギリスの農業経済』（農林水産業生産性向上会議 1958年）44頁。
- 5) 穀物法廃止後の英国——イングランドとウェイルズ——穀物の年平均価格（英クォーター当たり）の推移は下記の如くである。Brian R. Mitchell, *op. cit.*, p. 756. 穀物価格は略1848年頃から鋭く下落している。しかし1853年以降変動はあるものの回復した。

年次	小麦		大麦		燕麦	
	シリング	ペンス	シリング	ペンス	シリング	ペンス
1846	54	8	32	8	23	8
1847	69	9	44	2	28	8
1848	50	6	31	6	20	6
1849	44	3	27	9	17	6
1850	40	3	23	5	16	5
1851	38	6	24	9	18	7
1852	40	9	28	6	19	1
1853	53	3	33	2	21	0
1854	72	5	36	0	27	11
1855	74	8	34	9	27	5

また、ロンドンでのパンの平均価格（4重量ポンド当たり）の5年毎の年平均額は次の如くである。Brian R. Mitchell, *op. cit.*, p. 770より計算。穀物法は廃止されたが、反穀物法同盟——“安価なパン”を唱えた——を支持した人々が期待したようにはパンの価格は下がらなかった。しかし、そのことは寧ろ同法の廃止がパン価格のそれ以上の高騰を防いだと理解すべきであろう。

1831—35年	8.7ペンス	1856—60年	8.70ペンス
1836—40年	9.3	1861—65年	7.90
1841—45年	8.4	1866—70年	8.80

1846—50年	8.25	1871—75年	8.17
1851—55年	8.62	1876—80年	7.38

- 6) これについては、拙稿 前掲論文 (第49号) 125-127頁を参照されたい。
- 7) Pauline Gregg, *A Social and Economic History of Britain, 1760-1970*, 6th ed. revised (London : George G. Harrap & Co. Ltd., 1971), p. 23.
- 8) Ibid., p. 28.
- 9) David Grigg, *English Agriculture : An Historical Perspective* (Oxford : Basil Blackwell, 1989), p. 112.
- 10) Ibid., p. 111.
- 11) *Agricultural Returns of Great Britain* (1870), cited in Michael Tracy, *Government and Agriculture in Western Europe, 1880-1988*, 3rd ed. (New York : Harvester Wheatsheaf, 1989), p. 38.

### 3

さて、そのような農場の大規模化を前提として、工業の発達は農業の生産性の向上に貢献する技術の進歩を促進させたのであった。先ず、農地の排水は重い粘土質土壌地域においては特に重要であった。既に排水土管 (tiles) の使用は1820年代以降一般化していたが、40年代に入ると円筒形粘土製排水管 (pipes) の製造機が発明され、安価な費用での大量生産が実現すると、排水管は広く使用されることになった。この排水技術の進歩が湿地の生産性向上に及ぼした影響は極めて大きかった。農地の改良には長期に亘る支出が必要であるという一般的認識を広く滲透させたものが穀物法の廃止であったために、1846年にピール卿 (Sir Robert Peel) は廃止に際して地主への機嫌取りの贈り物 (sop) として、農地への排水装置の導入のための財政的援助 (政府貸付) を図った。そして、そのために1847年から72年までの間に738万1000ポンド、73年から82年までの間に103万ポンドの政府による貸付資金が、多額の民間資金に加えて充てられたのであった。<sup>1)</sup> 貸付金は土地を一番抵当に入れることによって得られ、年3.5%の利子で22年以上に亘って元利が償還されることになっており、<sup>2)</sup> 実際には囲い込み委員

によって運営されるこの計画は当面の成功を収め、主に地主を対象に資金が提供されたのであった。

これに加えて、民間から株式の発行を通して資金を調達し、それを排水工事、囲い込み、柵や建物の建設等のために地主に融資する目的で公募会社 (public company) が設立され、イギリス農業が大不況に出会うまでに多くの資金がそれ等の目的に使用されたのであった。例えば、the West of England Company、the General Land Drainage and Improvement Company (1849年設立)、the Lands Improvement Company (1853年創業)、the Land Loan and Enfranchisement Company、the Scottish Drainage and Improvement Company等々であり、そのいくつかは後に合併したのであった。<sup>3)</sup> 因に、1840年から1880年までの期間は著しく農地で排水装置の導入が図られた時期であったが、実際にどれ程の暗渠排水化が行われたかは正確には判らず、当時の人によればイングランドとウェイルズで約300万エーカーであったとされ、現在では略1200万エーカーであったと推定する者もいる。<sup>4)</sup> 何れにせよ、このような排水事業の推進は湿地における耕作費を低下させ、肥料の効率を高めると共に、作物の早期播種を可能にし、秋の作業期間を延長させた。斯くて、それは人造肥料の普及と相俟って土地の生産力を高め、農業の繁栄を齎す重要な基礎となったのであった。<sup>5)</sup>

また、農業に関連した化学的研究特に土壤肥料学も著しく進歩した。自然科学者が植物の生育と土壤の組成との関係を研究し始めたのは19世紀の初年になってからであった。特にデイヴィ卿 (Sir Humphry Davy) は化学の植物生理学との関連性について研究し、1813年には『農芸化学原理』 (*Elements of Agricultural Chemistry*) を著し——その後の研究で誤りが示されたにしても——、イギリスの農学研究の礎石を築いたのであった。<sup>6)</sup>

土壤肥料学の進歩とそれに基づく近代的農法の基礎を開いたのはドイツの化学者リービヒ (Justus von Liebig) であった。彼は1840年に『農業と生理学に應用される有機化学』 (*Organic Chemistry in its applications to Agriculture*



and Physiology) を著し、当時農業界で一般的であった腐植土理論を批判し、植物の栄養は無機物でよいとする化学的な栄養理論を唱えた。そして、土地から灰分を取り去るだけでは略奪農業になり、それを避けるには人造の無機肥料が必要であると主張し、史上初めてカリウムやリン酸塩の人造肥料を作った。彼の考えは農芸化学や栄養化学の土台となり、農業生産を飛躍的に高めるのに役立ったのである。このような彼の革命的な肥科学説が実際的に応用されたのは主にイギリスにおいてであった。ハートファドシア州ロサムステッドの地主の子ローズ卿 (Sir John Bennet Lawes) は、リービヒ門下のジョウジフ・ヘンリ・ギルバト (Joseph Henry Gilbert) と協力して、自ら創設したロサムステッド試験場 (Rothamsted Experimental Station) において新学説に基づく肥料の試験に着手したのであった。彼等の研究によって植物栄養の原理が解明され、人造肥料の製造法が確立された。過リン酸石灰の導入はローズの初期の業績の一つであり——過リン酸製法の特許を1842年に得た——、その後もローズ等によってロサムステッドで57年間に亘って研究は続けられ、その他の鉍物性リン酸、チリ硝石、ドイツのカリ肥料、ガス工場から取れる硫酸アンモニア、鉄工場から取れるアルカリ性鉍滓、そして最後に空気からの合成窒素化合物が農場で一般的に用いられるようになった。斯くて、所謂「人造肥料」の知識とその作物への適用がこの時期に急速に普及し、農業の生産性は著しく高められたのであった。<sup>7)</sup>

技術的進歩のもう一つの側面は、労働生産性の向上に貢献した農業機械の発明と実用化であった。急速に増加しつつあった人口に対応して穀物生産のための農地面積と農場規模の拡大が見られたが、それに相応する労働力の増加がなかった。そこで農業者は労働力利用の能率化の必要を痛感するようになった。労働節約的な農機具として、既に1730年代末にタル (Jethro Tull) が発明した穀物条播機 (corn drill) が使用され始め、18世紀末には脱穀機 (thresher) が導入された。19世紀に入ると技術進歩は急速化し、1828年にはベル (Patrick Bell) によって刈取機 (reaper) が発明された。こ

れはイギリスの農業者に言い尽くし得ない利益を齎した発明であったが、労働に対する需要の減少となる様々な革新に強い疑念を持っていた農業労働者の抵抗によって、刈取機の使用が一般化したのはそれから殆ど一世代後になってからであった。ベル——彼はその後、長老派教会の牧師になるために農機具の発明を諦めた——の刈取機が出現した3年後に、アメリカ人サイラス・マコーミック (Cyrus Hall McCormick) が刈取機を考案し、父と共にその製造に乗り出した。彼等の刈取機は1851年のロンドン大博覧会に出品されて非常な評価を博し、これも臆てイギリスで普及していった。尚、マコーミックは収穫機の大製造業者となり、後にインタナショナル・ハーヴェスター会社 (International Harvester Company) となったシカゴの彼の工場は大量生産によって世界にそれを供給していくのである。<sup>8)</sup>

ところで、刈取機のような労働節約的機械は当初馬の力で運転され、脱穀機や製粉機のような定置機械は馬力、風力、水力を利用したが、臆て動力源にも革命が起こった。工業に革命を齎しつつあった蒸気力が間もなく農業機械にも利用されるようになったからである。それが最初に応用されたのは飼料製粉機 (feed-mill)、乾草・藁切機 (hay-and chaff cutter)、蕪等の根菜薄切機 (root-slicer)、そして脱穀機等に対してであった。また、19世紀の初期に諸所の人々が蒸気力で土壌を耕作する着想を抱き、研究が為されたが、蒸気耕耘に実際的 success を収めたのはリーズのジョン・ファウラ (John Fowler) であった。19世紀半ばに彼の手で実用化された蒸気犁 (steam plough) はその形と重さのために、また適用される畑の形状のために、利用範囲は限られてはいたが、重粘土の畑の耕作には極めて有用で、後に内燃機関が発明されるまで約70年間引き続いて使用されたのであった。<sup>9)</sup> 未だ海外との競争から免かれていた耕作農業者にとって、如上の技術的進歩は労働費を節約するための有効な手段であり、殊に耕耘機、刈取機、脱穀機の発明は耕作農業の労働生産性の向上に大きく貢献したものであった。<sup>10)</sup>

ところで、農業技術が如何に進歩してもその技術を受け入れて実用化し

なければ、農業生産性の発展は期待出来ないであろう。ジェイムズ・ケアド (James Caird) ——1816年に生まれたスコットランド人で、その時代の農業問題の権威であった——は、穀物法論争が激しく為されている時、彼自身の農業経験に基づいて『保護に代わる最善のものとしての高度農業』 (*High Farming as the best substitute for Protection*) というパンフレットを書き、賢明な農業者は自由貿易を恐れる必要がないということを示したが、<sup>11)</sup> 穀物法廃止後、穀物価格の下落に対応して新しい技術を積極的に導入し、生産費を切り下げ、生産性と収益性を高めようとする進歩的な地主や農業者が現われ、この時代にケアドの“高度農業は最善の保護に代わるもの”という金言が資本の利用と農業の合理化の双方に関して広く採り入れられ、実践されたのであった。<sup>12)</sup>

- 注 1) E. L. Jones, *The Development of English Agriculture, 1815-1873* (London : The Macmillan Press Ltd., 1968), p. 23; Christabel S. Orwin and Edith H. Whetham, *History of British Agriculture, 1846-1914* (London : Longmans, Green and Co. Ltd., 1964), p. 196.
- 2) Michael Tracy, *op. cit.*, p. 52.
- 3) Christabel S. Orwin and Edith H. Whetham, *op. cit.*, p. 195.
- 4) David Grigg, *op. cit.*, p. 33.
- 5) A. D. M. Phillips, *The Underdraining of Farmland in England during the Nineteenth Century* (Cambridge : Cambridge University Press, 1989), pp. 210-211; Christabel S. Orwin and Edith H. Whetham, *op. cit.*, pp. 66-67, 194-196; David Grigg, *op. cit.*, pp. 32-34; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳『イギリス農業発達史』(御茶の水書房 1978年) 79-81、164-165頁。
- 6) Lord Ernle, *English Farming Past and Present*, 3rd ed. (London : Longmans, Green and Co., 1922), pp. 216-217; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 76頁。
- 7) *Ibid.*, pp. 365-366 ; 同上 76-77頁 ; 三澤嶽郎著 前掲書 46-47頁。
- 8) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 82-83頁。
- 9) 同上 83-86頁。
- 10) 三澤嶽郎著 前掲書 48頁。
- 11) Christabel S. Orwin and Edith H. Whetham, *op. cit.*, p. 179.
- 12) Pauline Gregg, *op. cit.*, pp. 110-111.

ところで、以上に考察したようなイギリス農業の黄金時代を支えた直接的・積極的な要因に加えて、間接的ではあるが可成り重要な影響を与えた要因があった。次にそれについて触れておきたい。

イギリス国民は1815年にナポレオン戦争が終った後、長い平和を享受し、ヴィクトリア女王の時代（位1837年-1901年）には大英帝国の黄金時代を経験した。これに対して海外では戦争と混乱が次々に発生した。クリミア戦争（1853年-1856年）は安価な労働力に依存したロシア産穀物のバルト海、黒海の通過を阻止した。1860年代にはアメリカで南北戦争（1861年-1865年）が勃発した。また、ヨーロッパではイタリア統一戦争（1859年）が起こり、ドイツ（プロイセン）はデンマーク戦争（1864年）、普墺戦争（1866年）、そして普仏戦争（1870年-1871年）を行い、1877年から翌年にかけて露土戦争が起こっている。従って、この期間中大陸の農業国は穀物をイギリスに輸出する余裕がなく、イギリス農業は海外農業からの競争を免かれることが出来たのであった。これに対して、イギリスの工業製品の輸出は益々刺激を受け、それによって齎された商工業従事者の所得の増加は急激な人口増加と相俟って、追加的な購買力と需要の増加とを生み出し、こうしてイギリス農業が生産した産物に対する新たな市場を創造したのであった。加えて、臆てイギリス農業の国内市場における強力な競争者として現われるアメリカやカナダは、当時は未だ鉄道、船舶による輸送費が高く、イギリスに穀物等を安価に供給し得なかつたのである。<sup>1)</sup>

また、農業の繁栄を促進させたものに国内での鉄道の発達があった。1830年代及び40年代における鉄道建設ブームによってイギリス鉄道網の主要幹線は出来上がり、更に続く25年の間に補助路線が建設された。こうしてグレート・ブリテンの鉄道営業マイル数も1850年の6,084から1860年の9,069、1875年の14,510へと伸びている。<sup>2)</sup>このような鉄道の発達は、農場と

市場（都市）との距離を短縮し、輸送費の低下によって農業者に農産物販売上の利益を与え、他方では農機具、肥料、飼料等の購入価格を低下させ、彼等の購買者としての地位を有利にすると共に、農産物市場を拡大した。殊に痛み易い野菜や果物、そして家畜は著しく安全、迅速且つ容易に市場に輸送されるようになった。このように、鉄道の発達は経済的にも時間的にも農業者に直接利益を齎しただけでなく、都市人口の新たな消費を刺激し、その需要を増大させたのであった。<sup>3)</sup>

また、封建制度の最後の残存する証拠であった教区教会への十分の一税がイングランドとウェールズにおいて、1836年の十分の一税金納法（Tithe Commutation Act）の成立によって年間地代（rent-charges）に置き換えられたが（スコットランドではこの問題は既に早い時期に解決されていた）、これは農業の進歩を促すのに貢献した措置であった。同法が通過した時、1年間の十分の一税の総額は略400万ポンドと評価され、その殆ど4分の1は教会財産を管理する俗人の手で処理されていたが、19世紀までに教会によるその現物徴税は時代錯誤となっていた。同法はそれを年々の貨幣支払い、即ち小麦、大麦及び燕麦の過去7年間の平均価格を基礎とした地代支払いに置き換えたものであった。確かにその価格が鋭く下落しつつある時期には、7年間平均によって価格下落が調整される際の時間的ずれが、地代支払いを現在の穀物価格より高い水準に維持させることになったが、煩わしい慣行の金納化は概して全ての農業者に利益を齎したのであった。<sup>4)</sup>

また、1834年にスピーナムランド制（Speenhamland system）が廃止になり、新しく救貧法改正法（Poor Law Amendment Act）が成立したが、この措置も農業者の公費負担を軽減させたものであった。18世紀の終りは高物価と低賃金とで特徴づけられた。これに困り込みや産業上の変化も加わり、農業労働者階級の貧困な状態には由々しいものがあった。既に教区の救貧院（workhouse）の対応限度を超えており、フランス革命の影響が強い状況下での多くの労働者のこのような極度の貧困状態は、国家の安全にとって

脅威であった。然るに、この問題に解決策を与えたのは政府ではなく、一般の関心とヒューマニティの高まりを背景に1795年5月にニューベリ近くのスピーナムランドという町のペリカン・イン (Pelican Inn) に集まったパークシアの治安判事達であった。<sup>5)</sup>

彼等は討論を重ねた結果、現在の困窮者の状態はこれまで以上の大きな援助を必要とする段階に立ち至っていること、その援助は公平であるために生活費の変化に応じて変わるものでなければならないこと、そのために生活費の最低限を小麦の価格にスライドさせたスケイル (尺度) を作るべきこと等を共通の意見として発表したのがであった。<sup>6)</sup> 斯くて、パンの価格と家族の大きさを基礎とした賃金尺度が編み出され、農業者はこうして定められた賃金水準を守ることを求められた。しかし、農業者がそこまで支払うことが出来ない場合は、その差額を償うために救貧税 (Poor Rates) から労働者に手当が支払われることとなった。<sup>7)</sup> この制度はスピーナムランド法と呼ばれるようになり、熱病のように各地に蔓延した。北部諸州は可成り後年に至ってこれを採用し、より穏当な形式で適用したことは事実であるが、1834年にイングランドにおいてこれを採用していなかったのはノーサンバランドとダーラムの2州だけであった。<sup>8)</sup>

ところで、1815年にナポレオン戦争が終るまでの労働者の貧困の主な原因は穀物価格の高騰を中心とした高い生活費であった。従って、この制度はナポレオン戦争期間中に広く普及したが、戦争が続く間この制度に対する批判は殆どなかった。然るに、戦争の終結に伴って事情は急変した。穀物価格は下落し、穀作地域の農業不況は特に厳しかった。農業労働者も就業機会を失い、また地主や農業者は未婚者を支えるに必要な賃金を基準として賃金率を決定した。彼等は家族の大きさに基準を置くスピーナムランド制が、自分達をそれ以上の責任から救ってくれることをよく知っていたのである。加えて、この制度は人を墮落させもした。働くことの出来ない年寄り、病人、仕事のない元気な老人、実際に働いている者、あらゆる種

類の農業労働者が教区に負担をかけた。また、人々は少なくとも「パンと子供」の尺度で賃金の補助を受けられることを知って、結婚し子供をふやしたのであった。<sup>9)</sup>

斯くて、戦後困窮者救済のための国庫支出の莫大な額が顕著になると、この制度に対する批判が生じたのであった。地方当局による救済支出額は1784年の約200万ポンドからピークであった1818年の約800万ポンドまで膨れ上がり、救貧税負担は重いものとなった。然もその負担は不公平で、多くの町が軽く税を査定されたのに対し、いくつかの田舎の教区では支出額1ポンドにつき20シリング、更には30シリングを支払った場合もあり、<sup>10)</sup>多くの農場が放棄され、耕境外に落ちたのであった。

賃金を繞る施策としては規制策としてのみ行われてきたそれまでの施策とは反対に、この制度によって賃金補助策が具体的な装いをもって現われたのであるが、<sup>11)</sup>この制度には大きな矛盾が内包されていた。第一点は、この制度の下では労働者は如何に働いても最低限の収入しか手に入らないことになり、彼等の労働意欲を喪失させたことである。第二点は、その不足分を援助する財源は救貧税収入であったので、結果的に労働力を雇用していないか或いは雇用することの少ない農業者やその他の教区の住民が、大経営が雇用する労働者賃金の一部を負担することになるという根本的な矛盾であった。第三点は、既述の如くこの制度の下では雇用する側は支払う賃金を益々押し下げ、一般に賃金が低下する傾向を生んだことであった。これ等の矛盾はナポレオン戦争後、急速に表面化し、世論の批判を浴びたのであった。<sup>12)</sup>

従って、この制度の矛盾や問題点に関心を抱いた議会は1832年に調査のために委員会 (Royal Commission) を任命したが、1834年に出されたその報告書に基づいてスピーナムランド制は直ちに廃止され、同年8月14日救貧法改正法が成立し、従来の公的援助に関する行政の最悪の濫用を取り除くのに大きく貢献したのであった。報告書の精神と原則に基づいた新救貧法

の下では、老人と病人以外の者に対しては救貧院以外での援助はなくなった。困窮者は救貧院に入らない限り自力で生活しなければならなくなった。然も救貧院の中での生活条件は院外で働く最低賃金労働者のそれよりも望ましくないものであった。<sup>13)</sup> こうしてスピーナムランド制の持っていた矛盾も新法の下でなくなり、農業者一般の救貧税の負担も軽減されたのである。<sup>14)</sup>

また、1848年1月にカリフォルニアのアメリカン川支流で砂金が発見され、以後70年代にかけてアメリカの西部各地で金鉱脈が発見され、その都度ゴールドラッシュが起こった。<sup>15)</sup> また、イギリスの植民地オーストラリアでは既に1823年に金が発見されていたが、1848年のカリフォルニアでのゴールドラッシュに刺激を受けて、ただでさえ少ない人口の流出防止のために金発見奨励策が採られるに至った。1851年にカリフォルニア帰りのハーグレイヴズ (Edward Hammond Hargraves) がシドニ西北西約260キロメートルの地点で金を発見すると、それによる人口流出で市の機能が停止しかけたメルボルン (メルバン) は同市周辺での金鉱発見に賞金を出し、その結果同年の内にバララトを初めとする当時世界最大の産金地帯が発見され、1903年にオーストラリアは産金量のピークを迎えるのである。このようなアメリカやオーストラリアでの大量の金の発見は、当時の幣制下にあっては著しい通貨供給量の増大を意味した。こうして、それは物価や賃金に刺激を与えて上昇させると共に消費を拡大させ、急激な人口増加と相俟って食糧に対する需要の増加を実現し、イギリスの農業にも刺激を与えたのであった。

注 1) 然るに、1870年代以降アメリカの農産物はイギリスや他の西欧諸国の農業に脅威を与え始めるのである。クリッパー船の成功と不定期貨物用汽船 (鉄・鋼製) の出現が海上運賃の引き下げを齎し、例えば穀物の大西洋横断の輸送費は1ブッシェル当たり1874年の20セントから1904年には僅か2セントになったのである。また、アメリカ中西部のような農業地域への鉄



道の建設は輸送費の低下を齎した。穀物のシカゴからニューヨークへの輸送費は1870年と1881年の間に1ブッシェル当たり33セントから14セントに低下している。加えて、小麦栽培は機械化され、また広大な草原地域での牛の放牧、1880年代に可能となった冷凍・冷蔵の設備を備えた船舶や貨車での肉類の輸送は、著しい低価格での欧州への輸出を可能にし、斯くてアメリカの農産物が大量にイギリスや西欧の市場に殺到し、その農業に打撃を与えるのである。Shepard B. Clough, *European Economic History : The Economic Development of Western Civilization*, 2nd ed. (New York : McGraw-Hill Book Company, Inc., 1968), p. 331; 拙稿「第一次世界大戦前におけるアメリカの農業と欧州市場の関係」(『千葉敬愛経済大学研究論集』第25号所収 1984年) 69頁。

- 2) Brian R. Mitchell, *op. cit.*, p. 541.
- 3) 三澤嶽郎著 前掲書 46頁; 小林茂著『イギリスの農業と農政』(成文堂 昭和48年) 60頁。
- 4) Michael Tracy, *op. cit.*, p. 37; Christabel S. Orwin and Edith H. Whetham, *op. cit.*, pp. 184-186; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 160-161頁。
- 5) Pauline Gregg, *op. cit.*, p. 34; C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 119頁。
- 6) 小林茂著 前掲書 46頁。
- 7) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 119頁。尚、スピーナムランド制の基準は、週当たり1人の男子に3ガロン塊、その妻や子供1人につき各1.5ガロン塊の第二級の粉で作られたパンが手に入るような収入を保証するようになっており、価格スライド制が採られた。当時1ガロン塊(8.5重量ポンド)のパンは略1シリングであった。従って、その時男子は週3シリングを、既婚のカップルでは4シリング6ペンスを受け取ることとなった。但し、それは単なるパン代ではなく、食糧、衣類、燃料、家賃等々のための総所得であった。Pauline Gregg, *op. cit.*, p. 34.
- 8) 新井嘉之作著『イギリス農村社会経済史』(御茶の水書房 1977年) 399-400頁。
- 9) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 119-120頁。
- 10) Pauline Gregg, *op. cit.*, pp. 182-183.
- 11) 中村智一郎著『賃金をめぐる社会政策史論』(敬愛大学経済文化研究所 平成5年) 89頁。
- 12) 小林茂著 前掲書 47頁。
- 13) C. P. Hill, *British Economic and Social History, 1700-1914* (London : Edward Arnold <Publishers> Ltd., 1957), p. 291.
- 14) 既述の如く、スピーナムランド制の下でピークであった1818年には約800万ポンドまで救済支出額は膨れ上がった。然るに、1837年には困窮者

の救済のために国が支出した経費は、4,044,741ポンドというその世紀の最低額を記録している。また、新救貧法は農業労働者に自尊心を再び植え付け、急速な工業人口の増加は農産物に対する需要の増加を齎しただけではなく、労働市場での供給過剰をも和らげたのであった。Lord Ernle, *op. cit.*, pp. 325-326.

- 15) 1848年1月の金発見で始まった有名なカリフォルニアのゴールドラッシュは、49年組 (Forty-niners) の殺到で1849年末までにカリフォルニアの人口を約10万人増加させた。一攫千金を夢見る山師はアメリカ全土、遠くは中国、オーストラリアからも集まった。このラッシュは1851年まで続き、同年の金産出額は上昇して5500万ドルであった。1858年以降コロラド、ネヴァダ、ブリティッシュ・コロンビア、アイダホ、モンタナ等でも金が発見され、コロラド州パイクス・ピークでは1858年から翌年にかけてゴールドラッシュが起こった。1859年に発見されたネヴァダ州ヴァジニア市の金銀の鉱脈であるカムストック脈 (Comstock Lode) は、続く20年間に3億ドルの金銀を産出したのであった。Richard B. Morris(ed.), *Encyclopedia of American History*, updated and revised (New York : Harper & Row, Publishers, 1965), pp. 207, 451.

## 5

以上に考察した如く、19世紀第三・四半期のイギリス農業は、国内人口の著しい増加——1850年と1875年との間でグレート・ブリテンの人口は691万4千人、それに人口減少が著しかったアイルランドを含めても531万5千人、またイングランドとウェイルズだけでは627万2千人増加した——<sup>1)</sup>、購買力の全般的な増加、それ等による食糧需要の増加、高度農業の導入、特に機械と科学的農法の採用による生産性の増大、経営規模の大形化、農産物の高価格、1860年を例外とした好天と豊作の連続、輸送機関の発達、そして当時の海外の諸事情等によって、未曾有の黄金時代を現出したのであった。この時代にイギリス農業は最大限に拡大され——自由貿易政策の下で小麦、肉類、酪産物等の輸入もあったが、その量は国内での生産を圧迫するものではなく、寧ろ国内生産の不足を補うという程度であった——、

地主も農業者も多額の投資を土地、建物、農機具、農道等に対して行った。国民の生活水準の上昇に従って牛肉、羊肉等への需要も益々高まったが、小麦は当時最も価値の高い生産物であった。従って、耕作農業の発展は特に著しかった。表4に示される如く、グレート・ブリテンの総耕地面積は1870年に1800万エーカーを超え（1833万5千エーカー、その内小麦は350万1千エーカー）、1872年には1842万9千エーカー（内、小麦359万9千エーカー）に達している。この総耕地の数字は第二次世界大戦下での国策による穀物増産の努力によっても遂に到達されなかった高さであり、今日まで打ち破られたことのない最高記録でもある。また、蕪、スウェーデン蕪（swedes）、マンガルド（mangold、ビートの一種）といった食用、家畜飼料用の根菜類が高い作付面積を示していることは、この時代の耕作農業が集約的な輪作方法——穀物と飼料を輪作するノーファク方式を原型とした——を基礎として発達していたことを示している。

このような黄金時代の到来はヴィクトリア中期イギリスの国民生活に安定を齎したが、その一つの特色は、農業の繁栄が全く政府の保護奨励なしに実現されたものであったことである。穀物法の廃止を境として自由貿易が経済政策の基調となり、農業はあらゆる保護育成の対象から外され、自らの能力と努力とによって存続すべく自由競争の下に置かれた。地主と農

表4 グレート・ブリテンの作付面積

(単位 千エーカー)

年次	総耕地面積	小麦	大麦	燕麦	蕪・スウェーデン蕪	マンガルド
1867	17,760	3,368	2,259	2,750	2,174	258
1870	18,335	3,501	2,372	2,763	2,211	307
1872	18,429	3,599	2,316	2,706	2,084	329
1875	18,104	3,342	2,510	2,664	2,143	362
1880	17,675	2,909	2,467	2,797	2,024	343
1885	17,202	2,478	2,257	2,940	2,015	355
1890	16,751	2,386	2,111	2,903	1,948	331

出所：注2)を見られたい。

業者はそのような状況下で能力を遺憾なく発揮し、努力の成果を示したのであった。また、1889年に至って漸く新制の農業院（Board of Agriculture）が設立されるまで農業に関する行政機関が全く存在しなかったという事実は——農業及び地主の利害問題に関する行政が、国家に関する限り多くの委員会の間に分散されていたにしても——、この時代の農業政策の在り方を端的に示したものであった。<sup>3)</sup>それ故、高度農業の時代に達成された農業技術の進歩、資本設備の充実、農業生産の拡大は、与えられた状況に適応して自らの経済的地位を改善しようとした地主と農業者の創意と努力の賜であったのである。<sup>4)</sup>

尚、オーウィン「この時期に与えられた『イギリス農業の黄金時代』という名は、未組織で口のきけない搾取された農業労働者にとってのみ手痛い誤称であった<sup>5)</sup>」と述べているが、確かにこの時代においても農業労働者の生活には厳しいものがあつた。溯って18世紀の終り頃は高物価と低賃金で特徴づけられた。物価は高かっただけでなく上昇に向かつていた。これに対して賃金は低い上に停滞的であつた。農業労働者階級の悲惨な状態の故に、既述の如く1795年にスピーナムランド制が導入された。1815年のナポレオンの敗北まで、高い生活費が労働者の困窮の主な原因であつた。然るに、それ以降物価が暴落すると共に厳しい農業不況が到来し、斯くて生じた失業者に労働者が機械導入の故と看做した失業者が加わつた。彼等から冬仕事を奪つた脱穀機が破壊され、不平と暴動とが1830年代の間に国の大部分に広がつた。しかし、農業の状態は40年代に入ると共に好転し始め、それに伴つて賃金も——依然として低かつたが——上昇に向かつていた。だが1846年の穀物法廃止後、農業者の恐怖と不安とによって農業の一時的停滞が続き、賃金も低下した。<sup>6)</sup>賃金はその後50年代半ばに名目的には上昇し、1870年代に入って再び上昇を見せたのであつた（表5を参照されたい）。加えて、1834年にはスピーナムランド制が廃止され、新しい救貧法が制定された。これによって救貧院外での困窮者の救済は廃止されたが、それは

表5 イングランドとウェールズにおける農業労働者の賃金指数の推移

(1891年 = 100)

年次	指数	年次	指数	年次	指数
1840	82	1852	72	1864	90
1841	82	1853	83	1865	90
1842	82	1854	93	1866	90
1843	82	1855	96	1867	92
1844	77	1856	96	1868	94
1845	71	1857	91	1869	95
1846	77	1858	84	1870	96
1847	77	1859	85	1871	104
1848	72	1860	89	1872	113
1849	72	1861	90	1873	117
1850	72	1862	90	1874	122
1851	72	1863	90	1875	117

出所：注7)を見られたい。尚、これは祭日のない週の平均賃金の指数である。

救済のための国による支出経費の削減と相俟って、労働者に——自尊心を再び植え付けもしたが——打撃を与えたのであった。

また、この時期には農業労働者の雇用機会が減少し、仕事を求めることが困難であった。それは労働節約的な機械の使用が促進されたからである。表6に見られる如く、グレート・ブリテンの農業労働者数はこの時期に減少の一途を辿り、1851年と1871年の20年間に約248,000人の農業労働者が土地を離れた計算になるが、或る者は外国へ移住し、多くは都市の諸工業に仕事を求めて移動したのであった。<sup>9)</sup> 加えて、当時の地主や農業者の中には労働経費節約のために、安価な婦人、子供の労働力を雇用する者も多かったのである。<sup>10)</sup>

また、農業者の中にも農場規模が小さい者や、資本の不足した者がおり、小規模の借地農の中には回収が長期に亘る改良のための投資を嫌う者がいた。これ等の人々は進歩した農業技術の恩恵に与ることなく、依然として昔乍らの貧しい経営を続けることを余儀なくされ、没落していく者、土地

表6 グレート・ブリテンにおける経済活動人口の推移

(単位 千人)

年次	全産業	農業	製造業	織物・衣類製造業
1841	6,908 (1,815)	1,515 ( 81)	2,455 ( 639)	1,441 ( 558)
1851	9,373 (2,819)	2,017 (229)	3,612 (1,263)	2,205 (1,126)
1861	10,523 (3,252)	1,942 (163)	4,065 (1,456)	2,297 (1,272)
1871	11,752 (3,570)	1,769 (135)	4,356 (1,541)	2,303 (1,320)
1881	12,731 (3,887)	1,633 (116)	4,686 (1,685)	2,345 (1,412)

出所：注8) を見られたい。尚、数字は男女の合計であり、括弧内は女性数である。農業は園芸・林業を含み、水産業は含まない。

を失う者も多々いたのである。

このように、一方で非常な苦難と困窮に直面した農業労働者や没落する小規模農業者がいたにも拘わらず、穀物法廃止後のこの時代は矢張りイギリス農業の歴史において黄金時代と言うに足る時代であった。農業は国内及び国外における様々な好条件に恵まれてその生産を著しく増大させ、国内市場を未だ外国の競争者に荒らされることなく、繁栄と進歩とを享受したのであった。然るに、ここで考察した黄金時代も臆て終焉を迎えた。1873年以降の不況の時代に激しい国際的競争に晒され、イギリス農業は塗炭の苦しみを経験するのである。そこで、そのような所謂「大不況」期のイギリス農業の様相についての考察が次の課題となるのであるが、これについては稿を改めることとしたい。

注 1) Brian R. Mitchell, *op. cit.*, p. 12.

2) *Ibid.*, p. 186.

3) 1793年に農業・国内改良院 (Board of Agriculture and Internal Improvement) が小ピット (William Pitt) の政府によって設置されている。これは厳密な意味では政府機関でなかったが、勅許状 (Royal Charter) によって創設され、年々の国庫補助金によって運営された。初代総裁にはその設立に貢献のあったスコットランドの地主で国会議員のシンクレア卿 (Sir John Sinclair) が、書記には優れた農業著述家であったアーサー・ヤング (Arthur Young) が任命された。この農業院が着手した最初の仕事は、農業の状態と困り込みの進展、及びその両者の改善を記述した一連の州調査

を収集し、出版することであった。また、その他の有益な事業——例えばオールドリッジ博物館での家畜の展示——が行われた。しかし、この農業院は1822年に——国庫補助金の停止と任意的寄付によって事業を継続しようとする企ての失敗によって——解散した。

1889年に設立された新制の農業院は1903年に農業・漁業院 (Board of Agriculture and Fisheries) となり、海及び淡水での漁業に関する商務院 (Board of Trade) の責任はそれに移管された。1909年には同院に対して議会担当大臣 (Parliamentary Secretary) を任命することが承認され、1919年に同院は省 (Ministry) に昇格している。C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 156-159頁。

- 4) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 86-88頁；三澤嶽郎著 前掲書 48-49頁。
- 5) C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 87-88頁。
- 6) 同上 119-121頁。
- 7) Brian R. Mitchell, *op. cit.*, pp. 157-158.
- 8) *Ibid.*, p. 104とBrian R. Mitchell, *European Historical Statistics, 1750-1970* (London: The Macmillan Press, Ltd., 1975), p. 163より作成。
- 9) H. T. Williams (ed.), *Principles for British Agricultural Policy* (London: Oxford University Press, 1960), p. 5. 尚、19世紀を通じてイギリスの労働者は増加の一途を辿ったが、農業労働者の数は1851年以降減少している。表6から計算すると、全労働者に占める農業労働者の割合は、1841年の21.9%から1871年の15.1%、1881年の12.8%へと低下している。また、製造業部門の労働者は年々増加したが、同年で順に35.5%、37.1%、36.8%と推移している。また、織物・衣類製造業従事の労働者だけで製造業従事の労働者の58.7%、52.9%、50%を占めていたのである。
- 10) 1830年代以降イングランド東部諸州で一般的となった移動労働隊方式 (gang system) は当時も依然として続いていた。これは1人の監督者の下で隊に組織された婦人、子供が労働力を供給するという方法で、耕地における多くの作業——草取り、石拾い、肥料撒き、馬鈴薯の植え付けと収穫、大切な蕪作に関するあらゆる作業等——を行うために——安い賃金で——農場から農場へと移動したのであった。1867年に移動労働者法 (Gangs Act) が成立して、初めてこの方式は規制されるようになった。そして、1870年から1876年までの間に成立した一連の教育法 (Education Acts) は、子供が雇用される条件を非常に厳重にし、その最後の法律で義務教育の原則が確立されたのであった。C. S. オーウィン著 三澤嶽郎訳 前掲書 121-122頁。